

単品スライド条項におけるコンクリート類の運用について

姫路市では、平成20年7月25日より姫路市発注工事に関する工事請負契約書第25条第5項（単品スライド条項）を適用し、平成20年11月1日には対象資材を拡大し運用を図ってきたところですが、この度、コンクリート類について下記のとおり運用することとします。

1 対象資材

《コンクリート類》

- ・レディーミクストコンクリート（生コンクリート）

2 適用日

平成29年11月1日

3 スライド額の計算で用いる単価

対象資材を現場に搬入した月の実勢価格

※適用日以降の実勢価格については、「生コンクリート単価（姫路市）」を適用します。なお、平成29年11月、12月の実勢価格についても同単価を適用します。

※請負者が実際に購入した際の購入金額が、実勢価格で算定した額よりも低い場合は、実際の購入金額を用います。

4 請求手続き

請求は、残工期が2箇月以上ある場合に限り行うことができます。ただし、工期末が適用日以降で平成30年3月31日以前の工事については、請求の際の残工期が2箇月未満であっても、工期満了前であって、かつ、平成30年1月31日までであれば請求することができるものとします。

5 その他

上記以外で、スライド額算定の考え方、事務手続き、提出書類等の運用方法については、従前の運用に準じます。